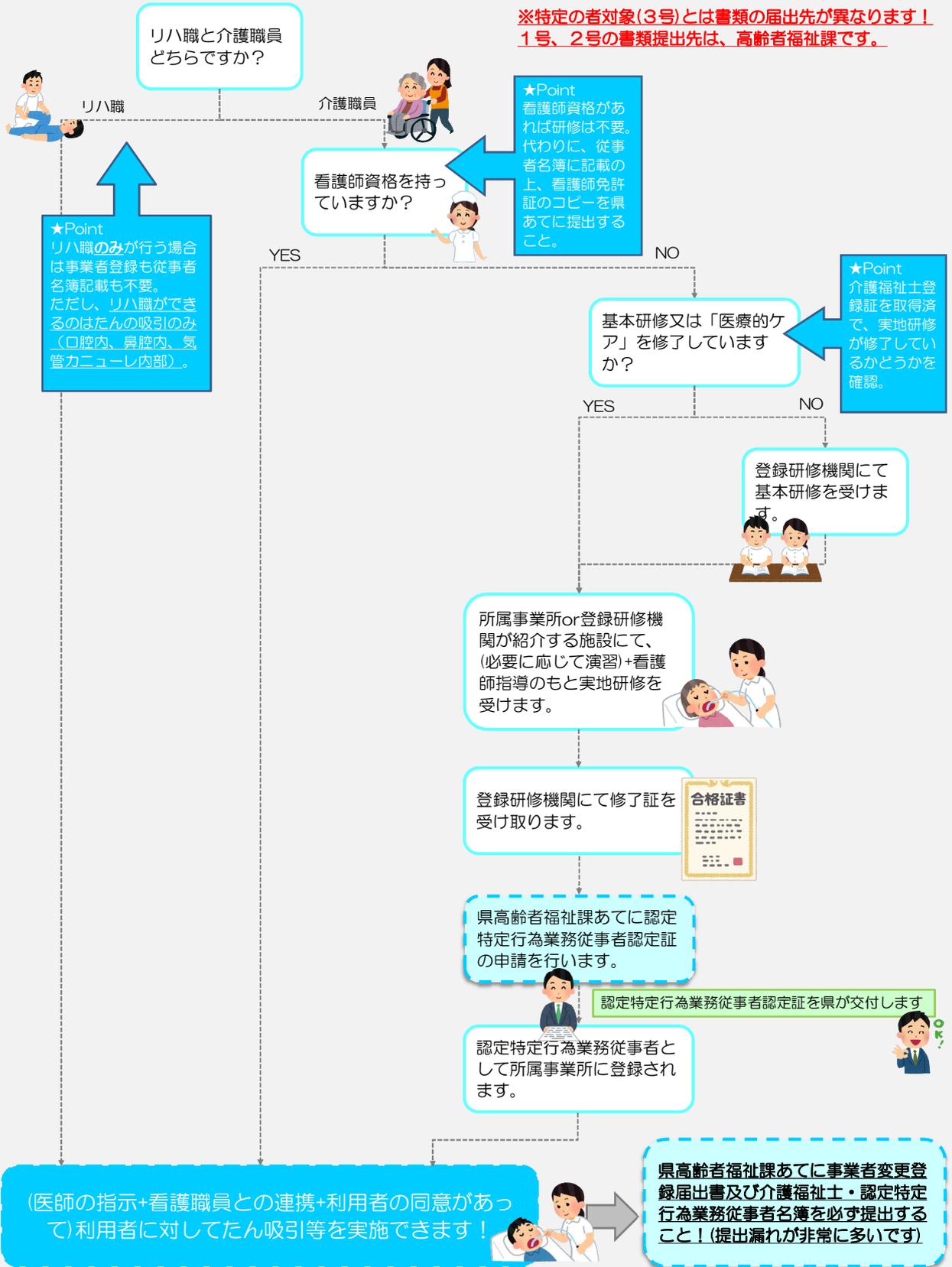


たん吸引等の従事者認定（1号、2号 不特定の者対象）フローチャート

＜事業所が登録済の場合＞



※特定の者対象(3号)とは書類の届出先が異なります！  
1号、2号の書類提出先は、高齢者福祉課です。

リハ職と介護職員  
どちらですか？



リハ職

介護職員



★Point  
リハ職のみが行う場合は事業者登録も従事者名簿記載も不要。ただし、リハ職ができるのはたんの吸引のみ(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)。

★Point  
看護師資格があれば研修は不要。代わりに、従事者名簿に記載の上、看護師免許証のコピーを県あてに提出すること。

看護師資格を持っていますか？

YES

NO

★Point  
介護福祉士登録証を取得済で、実地研修が修了しているかどうかを確認。

基本研修又は「医療的ケア」を修了していますか？

YES

NO

登録研修機関にて基本研修を受けます。

所属事業所or登録研修機関が紹介する施設にて、(必要に応じて演習)+看護師指導のもと実地研修を受けます。

登録研修機関にて修了証を受け取ります。



県高齢者福祉課あてに認定特定行為業務従事者認定証の申請を行います。

認定特定行為業務従事者認定証を県が交付します

認定特定行為業務従事者として所属事業所に登録されます。

(医師の指示+看護職員との連携+利用者の同意があって)利用者に対してたん吸引等を実施できます！

県高齢者福祉課あてに事業者変更登録届出書及び介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿を必ず提出すること！(提出漏れが非常に多いです)